

勤務医LETTER

発行 大阪府保険医協会 <http://oh-kinmui.jp/> E-mail web@oh-kinmui.jp
〒556-0021 大阪市浪速区幸町1-2-33 ☎06-6568-7721(代) FAX06-6568-2389

勤務医フォーラム

開業(継承)についてのご相談、各種共済制度のお申し込みや、ご意見などぜひお寄せください。

<http://oh-kinmui.jp/>

今次改定—病院・勤務医の行方を強く暗示

勤務医担当副理事長 川崎 美栄子



本年度の診療報酬改定では、入院から在宅への流れが、いっそう強化され、病院の入院に関する基本管理料は、すでに感染予防、褥創予防などは丸められているうえに、2年後には栄養管理体制が整えられなければ、入院基本料は払わないということが明確に示され、管理栄養士のもと

と少ない地方や有床診療所には衝撃が走った。

思えば、日本の医療の量は事足りた、これからは質であるとして厚生省が公言した80年代以降、病院は誘導された、と、どうか変貌を遂げて行った。病院評価機構やISOの認証を進んで受け、新築、改築も実施し、地域医療室を作り、

組織改革に手をつけたところもある。目覚ましい優等生ぶりであると言えよう。

手の付かなかったところもある。医師の労働条件である。公立病院の半数が労働基準監督署からなんらかの指摘を受けていたことが、広島国際大学医療経営学部の江原明教授によって明らかにされた。

60年代、70年代には医者が寝ずに働くのは当たり前であった。大阪府保険医協会の勤務医部会が活動をはじめた80年代でも、医師の労働のシフト制を提案すると、「不可能」「現実性がない」「寝言を言うな」の声が返ってきた。今日、「医師が睡眠をとらずに働くのは危険」の声が大きくなってきている。何か事故でもおきれば、最近多発する交通事故と同じように断罪されるということは必至である。

医師のパターンリズムで動

いていた日本の医療界が、変化を遂げたのは、あつという間の出来事で、これらは2000年前後に視察したアメリカ医療をモデルにしていることは明らかである。おそらく、処方箋は何回か使えるようにされ、自分でインターネットで薬を購入するように仕向けられるのであろう。

TPPと同じベクトルが仕組まれていることに注意を怠り、勤務医の行方を考えていただきますようお願いしたい。

事業計画の実例示しポイント解説

勤務医部会が医院継承セミナー開催

保険医協会・勤務医部会は6月9日、保険医協会「M&Dホール」で、「勤務医のための医院継承セミナー」を開催し、25人が参加しました。講師は、(株)日本医業総研取締役・ゼネラルマネージャーの猪川昌史氏。一昨年から継承元(医院)を対象にしたセミナーは開催していましたが、継承先(勤務医)を対象のものは初めてとなります。

リスク増え新規開業鈍化

冒頭、猪川氏は診療所開業をとりまく環境について、新たに開設する診療所数の伸びが鈍化していることや、近畿圏とりわけ京都や和歌山県でここ数年で減少傾向が見られることを説明。低診療報酬や患者負担の増加を背景に、収入と経費の分岐点のバランス

が釣り合うのに以前と比較し時間がかかっているとしました。開業をめぐる環境が年々厳しくなっているなかで、少しでもリスクを回避したいと考え、比較的開業資金が抑えられる「継承開業」が注目されているとしました。

継承のメリットとしては、営業権(のれん代)を支払ったとしても小額投資で開業できる点、継承元の患者やスタッフを引き継ぐことで早く経営の軌道にのる点を紹介。また、デメリットとしては、継承物件の老朽化や継承元の先生やスタッフとの相性や待遇などの問題点が指摘されました。

譲渡金額めぐり乖離も

猪川氏は継承する医療機関の目安として一日平均25人

(内科・院外処方)を基準とし、周辺医療機関の状況や診療圏内の人口統計を把握することなどいくつかのチェックポイントをあげました。これは同社の事業計画シミュレーションに基づく収支が均衡する数値で、科目によって変動するとしていました。

また、継承開業で気をつけなければいけない点としては、継承元や継承先で、譲渡金額の合意などをめぐり乖離が生じることも多いことも紹介されました。特に営業権(のれん代)への適切な評価方法がないことが背景にあり、こうした問題をクリアするために同社では、実績を評価する基準として、①診療報酬の2、3ヶ月分、②事業所得の相当金額/年間(プラスα)、③負債(借入/リース)の残



債額を考慮していることが紹介されました。

次に、日本総研が開業支援した事例を元に、第三者継承の具体例を紹介しました。個人の場合は、診療所の「開廃」扱いになり1ヶ月保険診療できなくなるため、「遡及措置」を受ける条件を整えておくことや、医療法人の場合は、第三者継承の場合でも医療の中断が生じない患者側のメリットが強調されました。

継承支援サイト活用を

その後、保険医協同組合事務局から、物件登録情報などが掲載されている「医院継承支援サイト」の紹介を行うとともに、継承開業を考えている先生方の登録と利用を訴え



(株)日本医業総研の猪川昌史氏

ました。講演終了後には各ブースに分かれて相談会が開かれ、5組の先生方が相談を受けました。

なお、猪川氏のこれまでの継承セミナーの中身が冊子となりました。会員価格で販売いたしますので、ご希望の先生は勤務医部会担当(若林・田川)までご連絡ください。

「勤務医労働実態調査2012」

全国医師ユニオンは、勤務医の過重労働を改善するために、4月15日に本田宏(済生会栗橋病院院長補佐)などと実行委員会を立ちあげました。

実行委員会では、各医療団体にも要請し3000人を目標とした勤務医労働調査を実施し調査結果をまとめたうえで、今秋にも厚労省や国会議員に要請行動を行うことを予定しています。

一人でも多くの勤務医の方々のご協力を心からお願いします。なお、アンケートは以下のホームページから回答できるようになっています。

<http://union.or.jp/> 勤務医労働実態調査2012実行委員会

保険医協会の継承セミナーが本になった!

誰も書けなかった診療所の事業継承 (仮題)

(株)日本医業総研 取締役・ゼネラルマネージャー 猪川 昌史・著

事業継承という今後避けて通れない問題を承継元・承継先の両者の立場から、どうすればスムーズに移行できるかを実務をコンサルしてきた者の視点から、分かりやすく解説します。

■仕様 A5判、180P、並製 ■予価2,500円 ■2012年6月下旬 ※上記価格を保険医協会価格で販売予定

勤務医にも必要な 保険診療の知識

保険診療と自由診療②

保険給付と負担金

健康保険法等では、①小学校就学前＝2割、②小学校入学から70歳未満＝3割、③70歳以上(高齢受給者及び後期高齢者)＝1割(現役並所得の場合は3割)－というように、年齢により自己負担割合が決められています。医療保険給付の場合、決められた「自己負担金」以外の自己負担は原則禁止とされています。すなわち、“保険給付と重複する治療・看護行為、それと密接に関連した衛生材料などの物については、名目の如何にかかわらず費用を徴収する事は認められない”とされています。

ただし、“家庭においても日常生活上の利便として必要な、治療・看護とは直接関連のないサービス・物について実費を徴収する事は差し支えない”とされています。この場合、①実費の額は社会通念上妥当であること、②額は待合室などに予め掲示するとともに、③患者などに説明し同意を得て同意書を受けること、④実費を徴収した場合は、他の費用と区分した内容の分かる領収証を発行することとされています。「実費徴収が認められないもの」と「実費徴収が認められるもの」は、以下の通りです。

1. 実費徴収が認められないもの

①入院環境に係るもの

シーツ代、冷暖房代、電気代、清拭用タオル代、オムツの処理代など『入院環境』として提供すべきものとされていることに係る費用は、実費徴収はできません。

②材料に関するもの

ガーゼなどの衛生材料代、オムツ交換などで使用する手袋代、縫合糸、かぶれ防止テープ代、骨折や捻挫に使用するサポータ・三角布、ウロパックなど、保険診療の提供する上で欠かせない材料で、「特定保険医療材料」として認められた以外の実費は徴収できません。

③サービスに関するもの

手術前の剃毛代、食事のとりみ剤やフレーバーの費用など。

④診療報酬上回数制限のある検査・リハビリテーション

⑤新薬・新医療機器(治験・評価医療を除く)、保険適用となっていない治療方法(先進医療を除く)の費用

2. 実費徴収が認められるもの

①薬剤の容器代

投薬時に使用する薬剤の容器代は、原則として保険医療機関から患者へ貸与する。この場合、容器代を“預かる”ことは差し支えないが、容器を返還した場合は預かった代金を返金する必要があります。

②ぜん息・アレルギー性鼻炎用の小型吸入器

ぜん息治療剤のための小型吸入器および鼻腔・口腔の治療剤のための噴射・吸入器具を交付した場合は、薬剤の容器代と同様に“吸入器代を預かる”ことは差し支えないが、返還した場合は預かった代金を返金する必要があります。

③往診、訪問診療などの交通費

往診、訪問診療・看護・リハビリ・薬剤指導・栄養指導に要した交通費は患者負担とすることができます。

④薬品・処方せんの紛失・破損による再交付

投与した薬剤を紛失し再交付した場合は、原則として全額患者負担となります。また、院外処方せんを紛失した場合も、同様に患者負担となります。

⑤診断書・証明書などの交付

医療保険給付以外の診断書・証明書の交付については、原則患者負担とします。逆に、医療保険給付に必要な診断書・証明書は、原則として無償で提供する必要があります。ただし、出産育児一時金・出産手当金の請求に必要な書類は自費徴収をして良いこととなります。

⑥日常生活上のサービス

おむつ代、腹帯代、病衣貸与代、テレビ・ゲーム機・パソコン使用料・電気代など、理髪代・クリーニング代など

⑦治療中でない疾病でない医療行為

⑧その他

3. 保険外併用療養費と特別メニューの食事

先に触れたように原則的に、“保険給付と重複する治療・看護、衛生材料など費用を徴収する事は認められない”とされています。これに対し、「保険外併用療養費制度」は、“保険診療対象の診療は保険外療養併用療養費として保険給付され、対象外の診療は自費扱いとして『特別の料金』を徴収しても差し支えない”という、例外的な取り扱い規定となっています。

保険外併用療養費は、「評価療養」と「選定療養」の2つに区分されます。このうち「評価療養」は先進医療や新薬・新医療機器の治験など“保険給付の対象とすべきか否かについて評価を行なうことが必要なもの”とされています。

他方の「選定療養」は、差額ベッドや200床以上病院での「紹介なし診察料」などの“患者の選定にかかるもの”とされています。保険外併用療養費を徴収するには、事前に近畿厚生局に対し届出しておく必要があります。その上で、患者に対し内容と費用の説明をして同意を得るとともに、院内掲示をして利用者に周知をする必要があります。また、毎年7月1日に提供状況などを近畿厚生局に届出することが義務付けられています。

特別メニューの食事を提供した場合も、「特別料金の徴収」が認められます。特別メニューの食事は、通常の食事療養の提供の費用では、提供が困難な高価な材料を使用し特別な調理を行う場合等に認められます。保険外併用療養費と同様に、事前に患者に説明し同意を得ること、院内掲示で患者に周知すること、毎年7月1日に提示報告をすることなどが義務付けられています。その上で、特別メニューの提供については、主治医が患者の療養上支障がないことを確認する必要があります。

保険外併用療養費、特別メニューの食事の提供に関しても、“本来患者の療養に必要なことは保険で給付する”という混合診療禁止に抵触するものです。特に、保険外併用療養費のうちの『選定療養』は、『混合診療』を合法化するもので、廃止の声を上げていく必要があります。

(事務局参与・上田 浩治)

伝 message 言 board 板

求人・病院・診療所

▶**求内**(療養病棟のみ可)・外・整常勤医/経験考慮/東大阪市病院(184床、一般・療養)/問合せ・070-5665-8013(明石)

▶**求内**内科常勤医(週4日勤務可)/地下鉄谷町線「太子橋今市」駅西/徒歩5分/大阪市旭区大宮5-4-24/藤立病院/委細面談/問合せ・06-6955-1100(事務長)

テナント物件・貸医院・継承

▶テナント物件/枚方市津田元町1-8-3/JR学研都市線「津田」駅徒歩5分/国道307号線沿/新築医療ビル/2階歯科開業中/1階・47坪/3階・44坪/問合せ・072-845-6761(高橋)

▶テナント物件/JR・地下鉄「大正」駅より徒歩1分/約52坪(分割可)駅前ビル2階/眼・整形外・皮フ・耳鼻咽喉科以外希望/問合せ・06-6551-8175(アダチ眼科・郡)

▶テナント物件/地下鉄谷町線「関目高殿」駅直上/関目5の交差点横/視認性抜群/募集科目(再・整・皮・眼・児)/2011年12月よりオープン/同時高専賃60戸/残1箇所1F24坪/問合せ・090-5134-6553(奥田)

▶テナント物件/浪速区難波中3-14-8/浪速区役所真正面/地下鉄「難波」駅/2階・3階/各35坪/1階心療内科開業中/問合せ・06-6536-8604(八重垣)

▶テナント物件/枚方市都丘バス停スグ/2階(40坪)・3階(22坪)/眼・心内・小児科等適/現整・耳・婦等盛業中/問

合せ・072-847-0596(中塚)

▶テナント物件(医療ビル)/東淀川区大隈/大阪市営バス「大阪経大前」徒歩1分/商業施設隣・人通り多/眼・耳鼻咽喉・皮膚・小児・心療内科の真空地域/1階(21坪)・2階3階5階(33坪)/内部自由設計可/賃料相談応/問合せ・06-6321-0333(森田)

▶テナント物件/阪急「豊中」駅/徒歩3分/チェリオビル2階165.46坪、3階28.88坪/募集科目歯科医以外/区画割は可能/問合せ・070-6547-3063(城山)

▶テナント物件/八尾市南木の本/JR「八尾」駅よりバス10分、地下鉄谷町線「八尾南」駅よりバス5分/バス停より徒歩1分/木造2階建延べ床面積約50坪、駐車4台分有/スーパー万代真向かい、隣シグマドラッグ、ジャパン近い/外装美麗、南向き(府道バス通りに面し目立ちます)/近医 内科1件のみ/即入居可/問合せ・090-9049-8890(五十嵐)

▶テナント物件(医療ビル)/南海本線「岸里玉出」駅前スグ、地下鉄四つ橋線「玉出」駅徒歩5分/2011年10月新築ビル/2F、3F部分/1F眼科です/各階約47坪/セコム格安/内部自由設計可/問合せ・山中眼科06-6661-3075(FAX 06-4703-3666)

▶貸医院/地下鉄今里筋線「たけいどう豊里」下車2分/鉄筋3階建1階部分/43坪/即開業可能/介護関係オフィス可/問合せ・06-6329-1141(田村)

▶貸医院/柏原市玉手町/近鉄南大阪線「道明寺」駅/徒歩8分/鉄筋2階建52坪/駐車4台分有/近医 内科・産科のみ/診療科目は何でもOK/問合せ・090-5069-6280(松原)

▶眼科医院継承/現在盛業中/テナント物件/JR学研都市線「星田」駅前/1階54.3㎡、2階45.5㎡/眼科医院真空地域/医院継承緊急募集/問合せ・090-3466-9005(小林)